

NO.	資料名
1	<p>初回訪問質問シート</p> <p>被災者世帯を最初に訪問した時に使用するシートです。初回訪問のポイントは17ページを参照ください。この質問シートの項目（全部出なくてもよい）を参考にして聞き取りを行います。</p>
2	<p>生活支援シート（世帯の基本情報）</p> <p>対象世帯を支援していく上で必要となる、世帯の基本情報は事務所にまとめていきます。一度に埋めるのは難しいですが、支援しながらチェックします。被災状況などに応じてその世帯が活用できる被災者支援制度や、受け取れる給付などが明確にもなります。</p>
3	<p>個別支援シート</p> <p>支援対象世帯の中に、要介護や障がいなど、特別に気にかけておくべき家族がいる場合、別途にその人だけの状況を把握していきます。介護事業者、特にケアマネジャーとの連携もとりながら支援を進めていくこととなります。</p>
4	<p>支援・経過記録</p> <p>支援活動には訪問だけでなく、電話や手紙、ポスティング、同行支援などがありますが、いつどのような支援を行ったか、支援経過を記入していきます。ケア会議など支援者間で会議をする時など、途中経過を説明する時に必要となります。</p>
5	<p>地域支え合いセンター活動状況実績報告書（月報）</p> <p>毎月の地域支え合いセンターの活動状況をまとめて、市町と県行政を経由して、厚生労働省に報告する様式です。愛媛県用に修正していますが、全国的にこういう様式となっています。厚生労働省はこの報告書を見て、対象世帯数の変動や活動状況を把握します。</p>
6	<p>地域支え合いセンター活動状況実績の記載要領</p> <p>5の活動状況実績を記載するにあたっての要領です。まず、記入する数字については日々の活動結果から算出しますが、その活動をどこの件数としてカウントするのかの基準が書いてあります。被災を受けて活動する他市町の地域支え合いセンターと同じ基準で記載されていくことが、全体としての活動を把握するためにも必要です。</p>
7	<p>相談内容例（このような相談が上がってきます）</p> <p>同じく、5の活動状況実績の相談内容について、相談内容ごとに例を出しています。これ以外にも様々な内容で相談が寄せられますが、項目ごとに分類する時などの参考にしてください。</p>
8	<p>市町生活再建支援金・義援金・見舞金 配分状況</p> <p>災害で被災して罹災証明を取得すると、生活再建支援金・義援金・見舞金が支給されます。具体的な内容は28ページに記載しています。支援者が被災者を支援する時には、被災世帯がどれぐらい給付を受けているのかを知っておくことが、支援する側としても必要となります。生活相談員は制度を理解し、特に金銭的な内容であるこの配分状況について認識しておくことが望まれます。</p>

9	<p>カリタス引越し支援 説明パンフレット</p> <p>31ページに記載している、愛媛県独自の引越し支援制度です。生活再建が進み、建設型応急仮設住宅やみなし型応急仮設住宅などを退去される被災世帯の内、引越し支援対象となる世帯にはこのパンフレットを渡して、支援内容について説明します。</p>
10	<p>愛媛県カリタス引越し支援に伴う役割分担表</p> <p>カリタス引越し支援を行う時の役割分担表です。応急仮設住宅入居の被災世帯との窓口は市町地域支え合いセンターになりますが、県地域支え合いセンターとJVOADがそれぞれの役割を担い、実際の引越し業務はイナミ引越サービスが行います。カリタス基金を活用するので、適切に処理を進めていきます。</p>
11	<p>被災者支援制度 各市町の担当部署一覧</p> <p>生活支援相談員など地域支え合いセンターの職員は、被災者から相談を受けると、可能な相談内容については自ら支援できますが、行政の機関・部署に繋ぐことも大きな仕事です。市町によって業務内容が異なるので、どの部署が担当するのかを把握しておくことが必要です。</p>

市町地域支え合いセンターのチラシ及び社協だより

12	大洲市地域支え合いセンターチラシ (開所のおしらせ)
13	大洲市地域支え合いセンター社協だより (開所の案内)
14	八幡浜市地域支え合いセンターチラシ (開所のおしらせ)
15	西予市地域ささえあいセンター社協だより (開所から半年経過後)
16	宇和島市地域支え合いセンター社協だより (開所から1年経過後)
17	西予市地域ささえあいセンター社協だより (開所から1年半経過後)
18	宇和島市地域支え合いセンターだより (開所から2年半経過後)
19	八幡浜市地域支え合いセンターチラシ (閉所のおしらせ)
20	八幡浜市地域支え合いセンター社協だより (閉所式)
21	大洲市地域支え合いセンター社協だより (閉所のおしらせ)

初回訪問質問シート

No		訪問日		訪問者	
----	--	-----	--	-----	--

面会者のお名前	() 歳 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	世帯主名(続柄)	()
住所	〒	電話番号	
住居区分	<input type="checkbox"/> 建設型仮設 <input type="checkbox"/> みなし型仮設 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
被災住所	〒	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 戸建借家 <input type="checkbox"/> 集合住宅借家 <input type="checkbox"/> その他 ()	
同居家族			
罹災証明	<input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 未申請		
罹災状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 被害なし		

●日常生活で困っていること	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
●睡眠はとれているか	<input type="checkbox"/> 眠れている <input type="checkbox"/> 眠れない
●体調の悪い人はいないか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
●心配なこと、不安なことは	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
今後の対応	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 見守り必要 <input type="checkbox"/> 早速、つながが必要 ()
特記事項	

生活支援シート（世帯の基本情報）

NO. _____

(初回訪問日)

年 月 日

氏名	年齢	生年月日	性別	続柄	世帯主	備考（勤務先・学校等）	電話番号	接種
現住所	〒				住居区分	<input type="checkbox"/> 建設型仮設住宅 <input type="checkbox"/> みなし型仮設住宅 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
前住所 (被災住所)	〒				住居区分	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 戸建て借家 <input type="checkbox"/> 集合住宅借家 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
罹災状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 被害なし							
制度利用	<input type="checkbox"/> 公費解体申請済み <input type="checkbox"/> 公費解体未申請 <input type="checkbox"/> 応急修理制度使用 <input type="checkbox"/> 応急修理制度未使用							
家族構成 特記事項	<input type="checkbox"/> 一人暮らし（別居の家族なし） <input type="checkbox"/> 一人暮らし（別居の家族あり） <input type="checkbox"/> 高齢者・障がい者のみの世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者・障がい者がいる世帯 <input type="checkbox"/> 母子・父子世帯 <input type="checkbox"/> 乳幼児がいる世帯 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> ペットがいる（ ）							
世帯の収入 及び就労状況	<input type="checkbox"/> 就労収入 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 生活保護 （収入に変化は <input type="checkbox"/> あった <input type="checkbox"/> なかった） <input type="checkbox"/> 就労中 就労者（ ） <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 求職中（ ）							
家族・親族状況	<input type="checkbox"/> 全員無事 <input type="checkbox"/> 死傷者あり <input type="checkbox"/> 連絡が取れない							
仮設入居前の 避難状況	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 福祉避難所 <input type="checkbox"/> 緊急入院・入所等 <input type="checkbox"/> その他（ ）							
生活再建支援金	<input type="checkbox"/> 基礎支援金申請済み <input type="checkbox"/> 基礎支援金未申請 <input type="checkbox"/> 加算支援金申請済み <input type="checkbox"/> 加算支援金未申請							
義援金	<input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 未申請							
災害弔慰金	<input type="checkbox"/> 支給済み <input type="checkbox"/> 未支給 <input type="checkbox"/> 対象外							
災害見舞金	<input type="checkbox"/> 支給済み <input type="checkbox"/> 未支給 <input type="checkbox"/> 対象外							
貸付金	<input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 受給済み <input type="checkbox"/> 申請受給の予定なし 受給内容（ ）							
住宅再建計画	住宅の再建方法・再建場所が <input type="checkbox"/> 決まっている <input type="checkbox"/> 決まっていない							
	<input type="checkbox"/> 新築（元場所） <input type="checkbox"/> 新築（移転） <input type="checkbox"/> 従前住宅の修繕 <input type="checkbox"/> 中古住宅購入 <input type="checkbox"/> 公営住宅入居 <input type="checkbox"/> 災害復興住宅入居 <input type="checkbox"/> 現賃貸継続入居 <input type="checkbox"/> 別賃貸入居 <input type="checkbox"/> 親族の所に同居 <input type="checkbox"/> 福祉施設入居 <input type="checkbox"/> 高齢者向け住宅入居 <input type="checkbox"/> 福祉施設入所 <input type="checkbox"/> その他（ ）							
	再建方法が決まっていない場合の課題							
特記事項							地区	担当民生児童委員

個別支援シート

NO. _____

初回訪問日 年 月 日

フリガナ		性別		<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年齢
名前			生年月日	年 月 日	
主治医と現在の受診状況	医院名				主治医
	住所				電話番号
	<input type="checkbox"/> 週1回 <input type="checkbox"/> 月2回 <input type="checkbox"/> 2~3か月に1回 <input type="checkbox"/> 行けなくなった <input type="checkbox"/> その他 ()				
既往歴	<input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 心疾患 <input type="checkbox"/> 脳血管疾患 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 腎臓病 <input type="checkbox"/> 肝疾患 <input type="checkbox"/> 高脂血症 <input type="checkbox"/> 精神疾患 <input type="checkbox"/> その他 ()				
内服状況	<input type="checkbox"/> 薬を飲んでいる (薬の名前) <input type="checkbox"/> 薬は飲んでいない <input type="checkbox"/> 薬を飲めなくなった				
障害区分手帳	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	<input type="checkbox"/> あり (級) <input type="checkbox"/> なし				
要介護	<input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 自立			介護者	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	要支援 (<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2) 要介護 (<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5)			介護者名	
ケアマネ事業所		担当者		電話番号	
介護サービス利用状況	<input type="checkbox"/> デイ・デイケア <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問リハビリ <input type="checkbox"/> ショートステイ <input type="checkbox"/> 施設入所				
	主な利用事業所				
特記事項					

NO. _____

初回訪問日 年 月 日

フリガナ		性別		<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年齢
名前			生年月日	年 月 日	
主治医と現在の受診状況	医院名				主治医
	住所				電話番号
	<input type="checkbox"/> 週1回 <input type="checkbox"/> 月2回 <input type="checkbox"/> 2~3か月に1回 <input type="checkbox"/> 行けなくなった <input type="checkbox"/> その他 ()				
既往歴	<input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 心臓病 <input type="checkbox"/> 脳卒中 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 腎臓病 <input type="checkbox"/> 高脂血症 <input type="checkbox"/> その他 ()				
内服状況	<input type="checkbox"/> 薬を飲んでいる (薬の名前) <input type="checkbox"/> 薬は飲んでいない <input type="checkbox"/> 薬を飲めなくなった				
障害区分手帳	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	<input type="checkbox"/> あり (級) <input type="checkbox"/> なし				
要介護	<input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 自立			介護者	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	要支援 (<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2) 要介護 (<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5)			介護者名	
ケアマネ事業所		担当者		電話番号	
介護サービス利用状況	<input type="checkbox"/> デイ・デイケア <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問リハビリ <input type="checkbox"/> ショートステイ <input type="checkbox"/> 施設入所				
	主な利用事業所				
特記事項					

支援・経過記録

対象世帯名	支援分類	<input type="checkbox"/> 生活再建可能世帯 <input type="checkbox"/> 日常生活支援世帯 <input type="checkbox"/> 住まいの再建支援世帯 <input type="checkbox"/> 日常生活・住まいの再建支援世帯
	住居区分	<input type="checkbox"/> 建設型仮設 <input type="checkbox"/> みなし型仮設 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> その他

年 月 日	支援方法	内容	支援者

(様式)

地域支え合いセンター活動状況実績報告書(月報)

	年	月分	市町名	記入者	
--	---	----	-----	-----	--

1 基礎情報

(1) 支え合いセンター相談員数等

職員種別	正・副センター長	管理者	コーディネーター	生活支援相談員	計
人数					0

(2) 支援対象世帯数

世帯数/支援対象	建設型仮設	みなし仮設	在宅	その他	計
世帯数					0

2 支援類型別支援件数

区分/対象	建設型仮設	みなし仮設	在宅	その他	計
訪問					0
電話					0
来所					0
その他					0
計	0	0	0	0	0

3 相談内容 ※複数回答可

相談内容/対象	建設型仮設	みなし仮設	在宅	その他	計
家族関係					0
経済面					0
居住関係(仮設)					0
居住関係(再建)					0
就労関係					0
介護・福祉関係					0
健康・医療関係					0
その他					0
計	0	0	0	0	0

4 他機関へのつなぎ件数 ※複数回答可

他機関/対象	建設型仮設	みなし仮設	在宅	その他	計
行政					0
社会福祉協議会					0
地域包括支援センター					0
介護事業所					0
障害者支援事業所					0
子ども・子育て支援機関					0
医療機関					0
就労支援機関					0
民生委員・児童委員					0
その他					0
計	0	0	0	0	0

5 地域住民相互の交流促進等を図るための取組等

サロン活動		自治会活動支援		仮設住宅等と地域の交流		その他(住民向け研修・イベント等)	
回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数

6 その他の活動状況

外部との連絡会議		研修		その他	
----------	--	----	--	-----	--

7 支援困難ケース、特記事項等

(支援困難なケース[複合課題・長期的支援等]、その他活動の特記事項や報告・共有事項など)

参考資料 No.6

【記載要領】

- ・「支援類型別支援件数」には、支援の種類別の合計件数を支援対象毎に記載。(月毎)
- ・「相談内容」には、訪問、電話、来所等で相談のあった件数を内容毎に記載。(月毎)
(区分は、以下の「相談内容例一覧」を参考にしてください)
- ・相談内容が複数ある場合には、1件に纏めるのではなく、内容毎に件数をカウントすること。
- ・「他機関へのつなぎ件数」には、つなぎ先毎に、他機関へつないだ件数の合計件数を支援対象毎に記載。(月毎)
- ・つなぎ先が複数ある場合には、1件に纏めるのではなく、つなぎ先毎に件数をカウントすること。
- ・支援困難ケース(自由記載)には、複合的な課題を抱えている、長期的な支援が必要等、解決が困難な事例について記載(枠は適宜追加してください)

【相談内容の例一覧】

家族関係・・・家族との不和、死別・離別、子育ての関係、孤立、身元保証人の不在
経済面・・・経済的困窮、経済的な不安
居住関係(仮設)・・・仮設住まいへの不満
居住関係(再建)・・・今後の住まいの再建に関する不安
就労関係・・・離職、再就職、仕事でのトラブル
介護・福祉関係・・・高齢者の介護、身体的病気・障がい、精神的病気・障がい
健康・医療関係・・・健康の不安、心身の不調
その他・・・人間関係のトラブル 等

相談内容例（このような相談が上がってきます）

<p>家族関係</p>	<p>離婚問題や親子不和などで、家族の関係がうまくいっていない。 家族とは疎遠で最近は連絡も取っていない。 環境が変わって、子供が不登校になっている。 子供や高齢者に虐待している者が家族の中にいる。 配偶者暴力や子供の家庭内暴力。 孤立・孤独を感じる。一人ぼっちで生きている。 身元保証人を頼もうにもそれらしき人はいない。</p>
<p>経済面</p>	<p>生活費が不足している。学費が支払えない。 税金・保険料などの免除は受けられないか。 安定した収入がない。借金がある。支払い滞納がある。 修繕などでお金を使い、今後の生計が不安。 再建したいが、資金がない。</p>
<p>居住関係 （仮設）</p>	<p>仮設住宅の設備が壊れたり不便なので、修繕してほしい。 子供が落ち着いて勉強する環境でない。 近隣と交流がなくて寂しい。 隣の住人の足音や音量など騒がしい（近隣トラブル）。 地域や仮設の住民になじめず孤立感がある。 仮設住宅入居期間延長はできないのか。 ペットと一緒に住みたい。 交通の便が悪いので、買物や通院が不便である。</p>
<p>居住関係 （再建）</p>	<p>再建支援金等の申請をしていない。 住宅建築の検討をしている。 現在、修繕及びリフォームをしている。 公費解体は申し込んだが、順番がこない。職人不足で工事遅れている。 建売住宅購入を検討している。賃貸住宅に入居検討している。 住んでいた所は立ち退き区域で自宅再建出来なくなった。 生活再建の見通しが見つからない。（目標も見えない） 災害公営住宅への入居を考えている。</p>
<p>就労関係</p>	<p>会社を退職し、失業中である。求職活動を行っている。 収入が減っている。 農業の申請手続きや、中小企業事業者の申請手続きが分からない。 仕事でのトラブルがあった。</p>
<p>介護 福祉関係</p>	<p>要介護認定の申請をしたい。介護保険サービスを利用したい。 認知症が進んできて、徘徊も時々ある。 介護に疲れている。 災害で障がいを負ってしまった。 引きこもりである。出かける場所はない。</p>
<p>健康 医療関係</p>	<p>ストレス、うつ病。PTSD、フラッシュバック。 不安、不眠、倦怠感。 やる気が起きない。無気力になっている。 アルコール依存が進んでしまった。 身体面の病気がある。体調不良で通院中、入院中である。</p>
<p>その他</p>	<p>広報や申請案内など情報が届かない。 移動手段がない。 行政の対応に不満 人間関係のトラブル。お金のことや仮設からの退去など被災者同士の嫉妬。 ゴミ屋敷が近くにある。</p>

※支援対象者から「困っている」「悩んでいる」「心配している」ということを聞くと相談になります。

※相談内容が複数ある場合には、1件としてまとめるのではなく、内容ごとに件数をカウントします。

例えば、居住関係（仮設）で、ペットと交通便の問題があれば、居住関係（仮設）で2となります。

〇〇〇市町生活再建支援金・義援金・見舞金 配分状況

●生活再建支援金

罹災証明	基礎支援金 (国の支援金)	特別支援金 (県・市の支援金)	加算支援金 (国の支援金)		合計 (国+県・市の支援金)
			再建方法	金額	
全壊	100万円		建設・購入	200万円	
解体			補修	100万円	
長期避難			賃貸 (公営除く)	50万円	
大規模半壊	50万円		建設・購入	200万円	
			補修	100万円	
			賃貸 (公営除く)	50万円	
半壊					
一部損壊 (床上浸水)					

※半壊でも、解体すれば基礎支援金の100万円及び加算支援金が対象となる。特別支援金は解体の75万円が対象となる。

※大規模半壊でも、解体すれば基礎支援金は100万円が対象となる。

※1人暮らしは3/4しかでない。

●義援金

被害区分		配分対象	愛媛県分		宇和島市分		合計額
			1次	2次	1次	2次	
人的被害	死亡者	災害弔慰金 対象者に準ずる					
	重傷者	3月以上治療					
		1月以上3月未満 治療					
	軽傷者	14日以上1月未満 治療					
住家被害	全壊	全壊					
	大規模半壊 半壊	大規模半壊 半壊					
	床上浸水	一部損壊 (床上浸水)					
	一部損壊 (土砂)	一部損壊 (土砂)					
	一部損壊	一部損壊 ※床下浸水等					

●見舞金

被害区分	金額
全壊	
大規模半壊・半壊	
一部損壊 (床上浸水)	
重傷者 (14日以上入院治療)	
軽傷者 (14日以上通院治療)	

配分例) 単位：万円

	全壊	半壊
支援金	225~375	37.5
義援金		
見舞金		
合計		

仮設住宅から、
新しい生活場所
への引越し

引越し費用捻出
が難しい方

引越のご相談承ります



運送会社で引越し業務を行い、費用は、支援団体が支援いたします

次のような要件をすべて満たす世帯が支援対象となります

- 応急仮設住宅に入居されている世帯
(建設型・みなし型・公営住宅等)
- 罹災証明の被害区分が、次のような世帯
(半壊・床上浸水・一部損壊)
- 住民税非課税、またはそれに相当する世帯

運送会社は、地域支え合いセンターで選定いたします



支援可能かどうか、一緒にご相談させていただきます。
下記の地域支え合いセンターまでご連絡くださいませ。



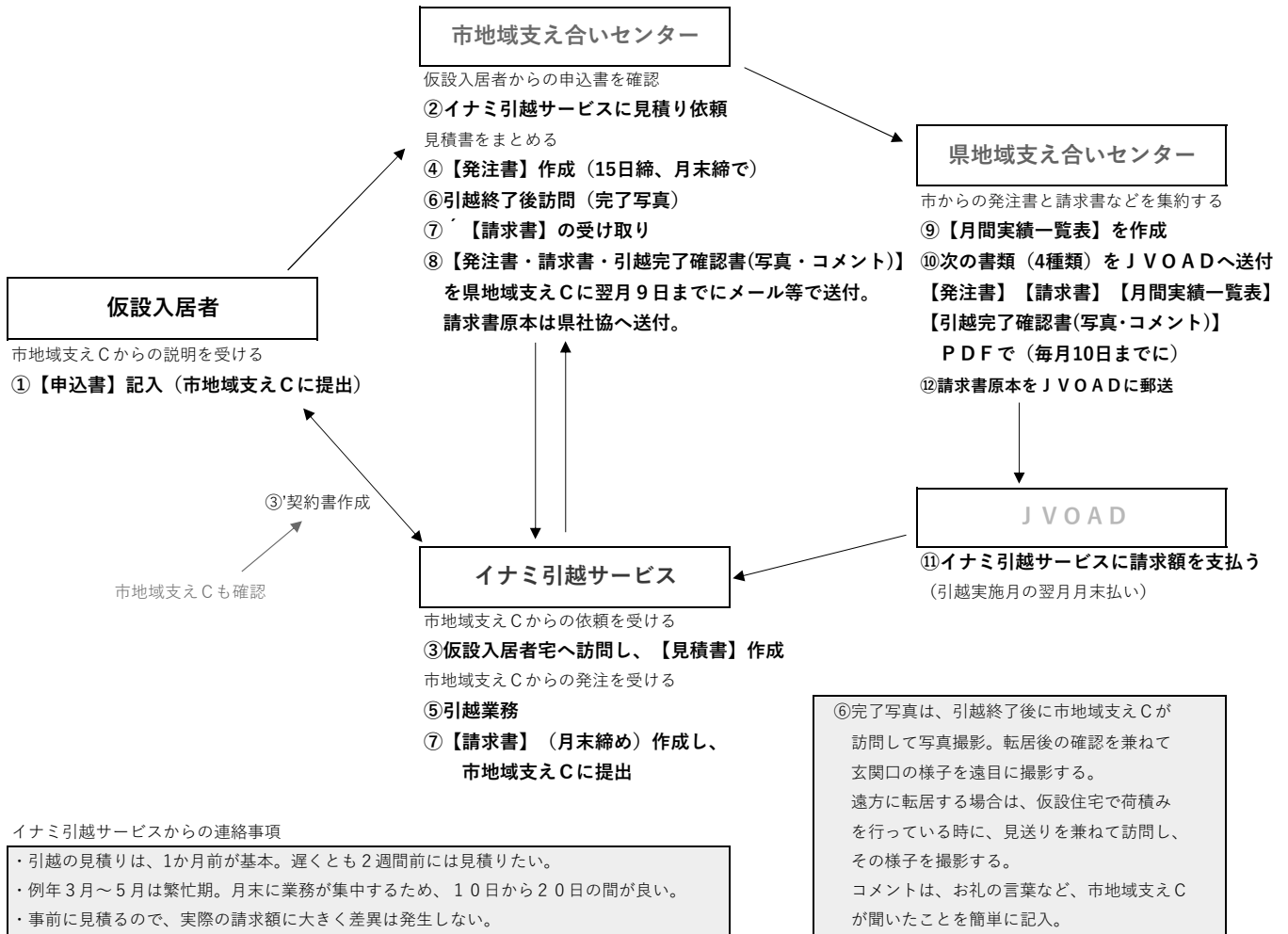
お問い合わせ先

〇〇市町地域支え合いセンター
(〇〇市町社会福祉協議会内)

〒 愛媛県

電話： — —

愛媛県 カリタス引越支援に伴う役割分担表



①	被災者から申込。市支え合いCに申込書提出。
②	市支え合いCからイナミに見積依頼
③	イナミが見積・見積書作成。市支え合いCに見積書送付、被災者に契約書送付。
④	市支え合いCが発注書作成（県社協へ送付時まで保管）
⑤	引越作業
⑥	市支え合いCが引越終了後訪問し、写真撮影。
⑦	イナミが請求書作成し、市支え合いCに送付
⑧	市支え合いCが発注書・請求書・引越完了確認書を県支え合いCに送付。
⑨	県支え合いCが月間実績一覧表を作成
⑩	県支え合いCが発注書・請求書・引越完了確認書・月間実績一覧表をJVOADに送付
⑪	JVOADがイナミに支払い
⑫	県支え合いCがJVOADに請求書原本を郵送

被災者支援制度 各市町の担当部署一覧

			〇〇市町	〇〇〇市町	〇〇市町
経済・生活	災害で被害を受けた	罹災証明書の申請受付			
	親や子供などが死亡した	災害弔慰金			
	災害により被害を受けた	災害見舞金			
	負傷や疾病により障がいを受けた	災害障がい見舞金			
	子どもの養育などについて支援してほしい	就学前児童の一時預かり			
		県立高等学校授業料等減免措置			
	税金の軽減や支払い猶予などを して欲しい	国税の特別措置			
		県税の特別措置			
		市民税の減免			
		固定資産税の減免			
		市税の納税猶予			
	保険料・一部負担金などの軽減や支払い 猶予をいてほしい	国民健康保険料の減免、徴収猶予			
		国民健康保険医療費にかかる一部負担金の減免			
		後期高齢者医療保険料減免、徴収猶予			
		介護保険料の減免			
		介護サービス利用者負担の減免			
		国民年金保険料の減免			
	保険証の再発行をしてほしい	国民健康保険保険証の再発行			
		後期高齢者医療保険被保険者証の再発行			
		介護保険被保険者証の再発行			
生活に困窮している	生活保護				
各種手続きを行うために証明書を発行し てほしい	各種証明書の発行にかかる費用、手数料を免除				
契約などの手続きを進めたい	印紙税の非課税措置				
住まい	住まいを建て替え・取得したい、補修し たい	被災者生活再建支援制度			
		被災者生活再建緊急支援制度（特別支援金）			
		応急仮設住宅（建設型）の提供			
		応急仮設住宅（民間借上げ型）の提供			
	市営住宅の提供				
	応急的に修理をしたい	被災住宅の応急修理制度			
		被災家屋などの解体・撤去・処分			
災害ごみを処理したい	仮置場への搬入				

各種 相談	健康管理について相談したい	心身についての健康相談、心の相談			
		こどもの心身ケア			
		心の悩み相談			
	災害ボランティアを派遣してほしい	災害ボランティアに関する相談			
	法的トラブルの解決方法を知りたい	愛媛弁護士会による相談受付			
法的トラブルに関する情報提供					

各市 で 行 っ て い る こ と	被災した空家の除去の除却ができない	危険空家除去事業			
	自宅近くのがけ崩れが気になる	人家のがけ崩れ防災対策			
	土地開発公社の分譲する宅地の取得費用を補助してほしい	西予市被災者住宅再建支援分譲地購入補助金			
	し尿をくみ取りたい	床下浸水に伴う「し尿汲み取り料金」の補助			
	浸水した家屋を消毒したい	消毒液の配布			
	障害者福祉サービスの負担金を少しでも抑えたい	障害福祉サービスなどの利用者負担額の減免			
		障害者自立支援医療等一部負担金の減免			
		地域生活支援事業利用者負担額の減免			
	当面の生活資金や生活再建の資金が必要	災害援護資金			
		母子父子寡婦福祉資金貸付制度			
	子どもの養育などについて支援してほしい	保育所保育料減免			
		幼稚園授業料の減免			
		児童扶養手当の特例措置			

大洲市地域支え合いセンター

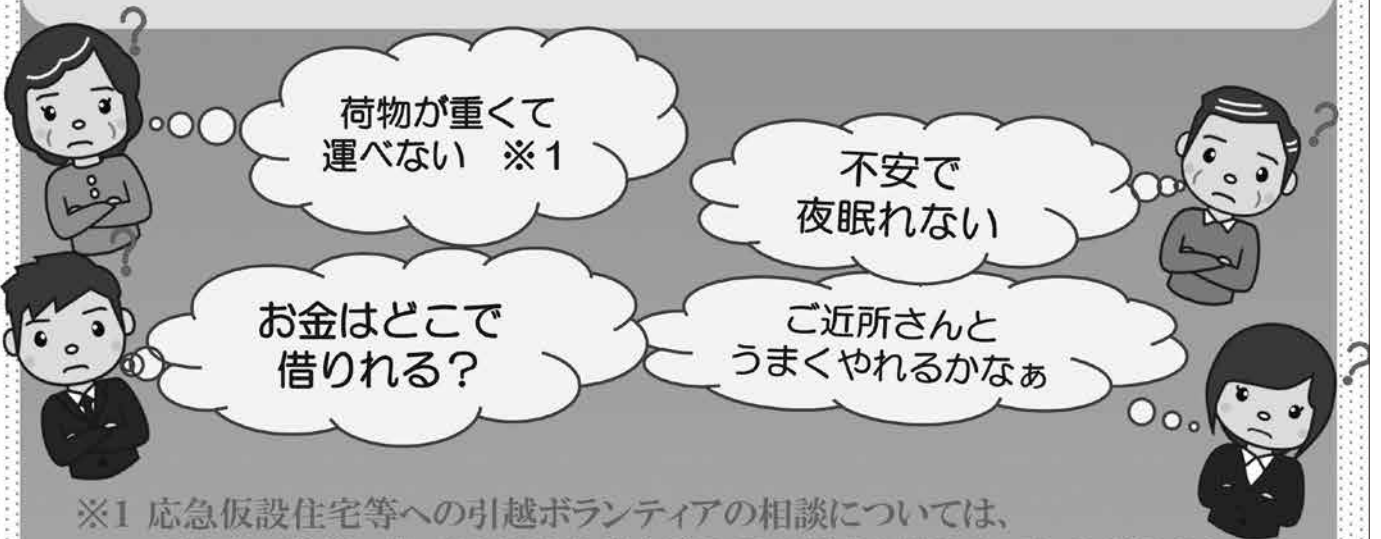
平成30年10月1日開所のお知らせ

平成30年7月豪雨災害で被災された皆様に対し、
心からお見舞い申し上げます。
私たちは、皆様が1日でも早く

“ふだん”の“らし”の“しあわせ”
を取り戻せるようにお手伝いをさせていただきます。

主な活動内容

- ★訪問による相談・見守り
- ★情報提供や手続きに関する助言
- ★ボランティアコーディネート・相談など



※1 応急仮設住宅等への引越ボランティアの相談については、
高齢者、障がい者、ひとり親世帯などの要支援者に限らせていただきます。

どなたでも、お気軽にご相談ください！

※相談は無料です

お問い合わせ：大洲市社会福祉協議会内

大洲市地域支え合いセンター



☎：23-0313

✉：chiiki@ozushakyo.jp



ガチャポン
募金を実施中!
「うーちゃん」
缶バッジも
よろしくね!



大洲市 No.165 2018年 12月号

社協だより

編集 / 発行 社会福祉法人 大洲市社会福祉協議会
〒795-0064 大洲市東大洲 270-1

TEL 0893-23-0313
FAX 0893-23-0295

ホームページ <http://www.ozushakyo.jp>
大洲市社協 検索

大洲市地域支え合いセンター 開所

平成30年10月1日(月)「大洲市地域支え合いセンター」(大洲市から委託)を開設しました。被災された方々の生活に寄り添う、生活支援対応への活動を中心に取り組んでいきます。

なお、平成30年7月10日(火)から活動してきました、大洲市災害ボランティアセンターについては、平成30年11月末をもって閉鎖させて頂きますが、引き続き、被災による泥出し作業等も地域支え合いセンターで調整を行ってまいりますのでご理解・ご協力をお願いします。



10月9日開所式の様子

地域支え合いセンターとは

今回の災害で被災された方の生活課題等のご相談に応じ、「住民同士で助け合いながら復興を進める地域づくり」を住民の皆さんとともに行うなど、被災された方々の生活再建を目指していきます。

支援内容・・・

仮設住宅や被災されたお宅等を訪問しながら、見守り・声掛けをしたり安否確認を行います。

被災者の生活・健康上の困りごと等をお聞きした上で、生活再建の支援に関する情報を提供します。

被災した住民の方々や周辺住民の方々との交流が図れるよう支援します。

例) サロン活動や語り合いの場づくり

「つなぎ役」として、関係機関(行政やNPO団体、自治組織等)と情報交換・連絡調整を行います。



私たちが訪問します。
よろしくお願いします。

問い合わせ先

大洲市社会福祉協議会内
大洲市地域支え合いセンター
☎23-0313

地域支え合いセンター

八幡浜市社会福祉協議会

平成30年7月の豪雨災害では、多大なる被害を受けられたこと、心よりお見舞い申し上げます。

「地域支え合いセンター」とは…

平成30年7月豪雨の被災によって生じた困りごと・心配ごとなどの相談に応じながら、被災した方々の生活再建を共に目指します。被災された方のご家族やご近所の方からのご相談も承ります。

八幡浜市社会福祉協議会が、八幡浜市より受託し、活動しています。

誰に言って良いか分からんのやけど…

家のこと・生活のことで気になることがある…

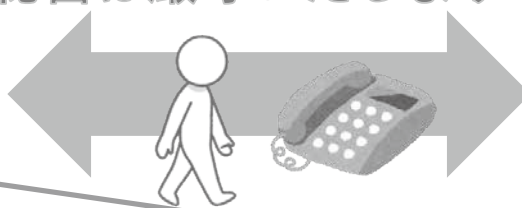
心のしんどさが続いている… 経済的な不安がある…

住み慣れた家を離れて、不安がある…

など



お気軽にご相談ください
秘密は厳守いたします



私たち訪問支援員・生活支援相談員が、訪問や電話で被災された皆さんのお話を伺いながら、共に考え、落ち着いた生活に向けたお手伝いをさせていただきます。

八幡浜市地域支え合いセンター（八幡浜市社会福祉協議会）

〒796-0010 八幡浜市松柏乙1101番地 八幡浜市保健福祉総合センター2階

☎ 0894-23-2940 / FAX 0894-23-0506 [担当：前川・丸山]

西予市 地域ささえあい センターだより

第2号

2019年3月発行

西予市社会福祉協議会

～被災された方々の生活再建をめざして～

地域ささえあいセンターでは、このような活動をしています。

被災された方々が安心して日常生活を取り戻され、少しでも早く生活再建ができるよう、見守りや生活支援、健康づくりや地域交流の促進など、総合的な支援に取り組んでいます。



こんにちは！
ささえあいセンターです！

主な活動

- ◆ 総合相談受付（関係機関へのつなぎ）
- ◆ 見守り・安否確認
- ◆ 個別訪問、電話等による、お困りごとの発見
- ◆ サロン等の交流の場づくり 等

皆様の生活の様子や健康状態などをお聞かせください。

また、何かお困りごとやお悩みごとがございましたら、いつでもご連絡ください。

お伺いさせていただきます。

★ 災害支援制度のお知らせ ★

り災証明の申請受付

り災証明書とは、被害の程度（全壊・大規模半壊など）を証明するもので、様々な支援制度を受けるうえで必要となります。新規・再調査ともに平成31年3月29日（金）をもって受付が終了となりますので、お早めに市役所税務課または各支所総務課まで。

なお、一次判定に不服の場合、不服申し立てをすることで二次調査を依頼することもできます。

※他にも申請期限が近い制度もありますので、西予市発行の「支援制度【第5版】」をご確認いただくか、または、西予市地域ささえあいセンターまでご相談ください。

医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の免除期間が2019年6月末までに延長されました。

災害により、住家の全半壊や床上浸水の被害を受けた方や、主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方などは、保険証と免除証明書の両方を医療機関等の窓口で提示していただくことで、医療費等の免除を受けることができます。

詳しくは、西予市役所市民課または、ご加入されている各保険者にお問い合わせください。

災害支援団体のご紹介

OPEN JAPAN
オープンジャパン

災害支援団体のオープンジャパンさんには、全国から専門的な技術を持ったボランティアさんも来られ、復旧作業はもとより、地域づくりへのお手伝いもいただいています。

（写真右）整体ボランティアさんによる足マッサージの様子



地域住民と園児の交流

★つつじ団地&野村保育所★

～楽しく元気だぞ！体操教室～

3月7日、つつじ団地集会所において、「楽しく元気だぞ！体操教室」がありました。

この日は4月から「ピカピカの1年生」になる、野村保育所の園児の皆さんも参加し、あたたかい交流の時間を過ごしました。



のむら保育園の園児と一緒に 10:45～11:00

★ ブーチョキ コン

★ ケキンダンス

★ もうすぐ！ねんせい？

♪ ほっこりカフェのご紹介 ♪

東京からの支援団体「パルシック」さんが、住民の方々が気軽に集える場として、『ほっこりカフェ』（傾聴カフェ）を開催されています。

宇和町産のお茶をはじめ、東ティモールコーヒーやハーブティー、そして、楽しいお話しで、身も心もほっこりしてみませんか？

飲み物は無料ですので、皆さん、お誘い合わせのうえ、是非、お越しください。お待ちしております。

（日時）毎週金曜日 10時30分～14時30分

（場所）野村町農産物直売所「百姓百品」



健康コラム vol.2

生活不活発病

心身の疲労や生活サイクルの変化により身体を動かす機会が減り、生活が不活発になると、心身の機能が低下してしまいます。この状態を「生活不活発病」と呼び、特に高齢の方や持病のある方に起こりやすいと言われています。

いつまでも健康でいるためには、日々の生活で活発に動くようにしたり、地域の活動に参加したりすることが大切です。

歩きにくくなったら、杖の使用や手すりの設置を検討してみてください。また、「安静第一」、「無理は禁物」と思わないで、関係機関などに相談してみましょう。



お問い合わせ

■ 西予市地域ささえあいセンター(西予市社会福祉協議会 本所)
〒797-1212 西予市野村町野村12-15
TEL:0894-72-2306 / 090-7579-8579
FAX:0894-72-0024

■ 西予市地域ささえあいセンター宇和サテライト(西予市社会福祉協議会 宇和支所)
〒797-0015 西予市宇和町卯之町4-746
TEL:0894-62-3770 / 090-7579-8593
FAX:0894-69-1363

宇和島市社会福祉協議会

宇和島市 地域支え合い センターだより

第1号

令和元年10月発行

地域支え合いセンターとは・・・

昨年の西日本豪雨災害により被災された方々への支援として、社会福祉協議会が宇和島市より委託を受け『地域支え合いセンター』を平成30年10月1日より開設しています。被災された方々の生活再建を目指して、次の活動を行っています。



支え合いセンター職員紹介



こんなお困りごとはありませんか？

- 支援制度が良くわからない・・・
- 住まいの再建に不安がある・・・
- 夜、よく眠れない・・・
- 食欲がなく、やる気が出ない・・・
- 経済的に不安・・・
- 人と話す機会が減ってしまった・・・

どんなささいなことでも
構いません。
お気軽にご相談ください。

◆活動報告◆

支え合いセンターでは、各地域で孤立防止や気軽にお話しができる場として“ふれあいサロン”をNPO団体や地域の方と協力して開催しています。



高城地区



川平地区



奥白井谷地区

◆ご紹介◆

吉田町 プレパーク開催中！



宇和島NPO団体イフ主催で、子供たちが元気よく体を動かして遊べるイベントを毎月開催しています♪支え合いセンターでカフェコーナーも設けております。

場所：伊達広場
日時：チラシにて告知
問合せ先



宇和島市NPO団体イフ 090-5141-7422

◆だんだんカフェのお知らせ◆

場所：吉田公民館
日時：毎月第4土曜日
13：00～15：00



お茶を飲みながら、ほっとするひとときを過ごしませんか。健康相談や簡単な体操、レクリエーションなども行っています。



ご存知
ですか？

被災者支援制度の延長について

住宅が半壊または大規模半壊の被害を受けて住宅を全部解体した場合は、解体完了後に基礎支援金の新規申請及び特別支援金の追加申請（大規模半壊を除く）ができます。

なお、基礎支援金の対象者は、住宅の建設・購入、または補修等の再建方法により加算支援金の該当となる場合があります。

【期間】

被災者生活再建支援金（基礎支援金）：令和2年3月31日

被災者生活再建支援金（加算支援金）：令和3年8月4日

被災者生活再建緊急支援金（特別支援金）：令和2年3月31日

医療機関などでの医療費の窓口負担の免除期間が延長されています。

（国民健康保険・後期高齢者医療保険・協会けんぽ等※の加入者）

※ご加入の保険組合等にお問合せ下さい。

令和元年12月31日診療分まで延長

発行 宇和島市地域支え合いセンター

（宇和島市社会福祉協議会吉田支所内）

〒799-3703 宇和島市吉田町東小路甲58-5

TEL:0895-52-3115

FAX:0895-52-3189

西予市地域ささえあいセンターだより

第5号

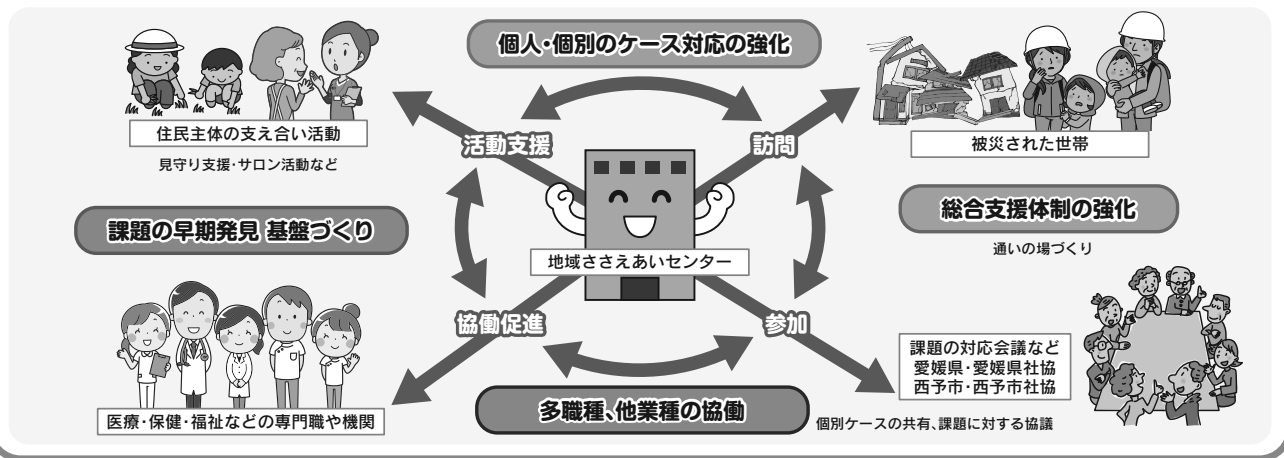
2020年3月発行

西予市社会福祉協議会

西予市地域ささえあいセンターの伴走型支援

西予市地域ささえあいセンターでは、これからも行政や関係機関等との情報共有や連携を継続、強化し、被災された方の生活再建の歩みに寄り添っていきます。

また、地域住民の皆様とともに、災害からの復旧、復興に向けた「伴走型」のあたたかい地域づくりに取り組んでいきます。



自然災害で被災した住宅を復旧するための住宅ローン

災害復興住宅融資

平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅融資の借入申込受付期間を次のとおり延長しました。

【延長前】 令和2年7月 → 【延長後】 令和3年7月31日

■住宅金融支援機構お客さまコールセンター(通話料無料)

(災害専用ダイヤル) 0120-086-353

※ご利用頂けない場合(国際電話等)は次の番号におかけください。

TEL 048-615-0420(通話料金がかかります。)

営業時間：9時00分～17時00分

(祝日、年末年始を除き、土日も営業)

■住宅金融支援機構ホームページ

www.jhf.go.jp/topics/saigai_20180709.html

健康コラム vol.5

春はメンタルの乱れに要注意！ ～心身の疲労、ありませんか？～

春は気候や職場、引越など「変化」の多い季節です。気温高低差に伴う体温調節や新しい環境での心の疲労など、いきなりの変化に順応することができず、体と心にストレスを与えてしまい、自律神経も乱れがちになってしまいます。過剰なストレスは心身の健康に悪影響を及ぼしかねません。また、気づかぬうちにストレスが強くなっていることもあるので注意が必要です。

ストレスを上手に発散して、いつもの生活を心がけましょう。それでもストレスのコントロールがうまくいかない場合は早めに専門機関に相談し、専門医の受診をおすすめします。

お知らせ

平成30年7月豪雨災害で被災された方々への生活再建に向けての情報提供等については、令和2年度より、西予市社会福祉協議会が発行する「社協だより おあしす」の中で情報提供等いたします。

お問い合わせ

■ 西予市地域ささえあいセンター(西予市社会福祉協議会 本所) 〒797-1212 西予市野村町野村12-15

TEL:0894-72-2306 / 090-7579-8579 FAX:0894-72-0024

■ 西予市地域ささえあいセンター宇和サテライト(西予市社会福祉協議会 宇和支所) 〒797-0015 西予市宇和町卯之町4-746

TEL:0894-62-3770 / 090-7579-8593 FAX:0894-69-1363

応急仮設住宅の供与期間の延長について

平成30年7月豪雨災害により被災された方へ供与している応急仮設住宅について、下記要件に当てはまる、現在の入居期限(※)までに退去できないやむを得ない理由のある入居者については、供与期間の延長が可能となりましたので、お知らせします。(※入居期限は入居者の入居時期によって異なります。)

今後入居者の皆様には、入居期間延長に係る意向調査を実施したうえで、延長の可否についてお知らせします。

●延長期間

令和3年7月5日(月曜日)まで

●延長対象者

下記の要件に当てはまる、現在の入居期限までに退去できないやむを得ない理由のある入居者の方については、延長が可能です。

延長対象要件

再 建 先	供 与 期 間 内 に 退 去 で き な い 理 由
自 宅	工期の関係等(契約した建設業者から示された工期等)から、仮設住宅の供与期間内に自宅を再建できない
	公共事業等(土地区画整理事業、地盤改良事業、農地転用等その他法律に基づく諸手続き等)に日数を要し、仮設住宅の供与期間内に自宅を再建できない
民間賃貸住宅	健康悪化等により1階の物件またはエレベーター付きの物件を探しているが見つからないため、仮設住宅の供与期間内に退去できない
	高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等で、公営住宅に入居可能な収入基準に該当し、現在の物件より家賃の安い物件を探しているが見つからないため、仮設住宅の供与期間内に退去できない
	高齢者等でかつ保証人となる者がいない場合で、保証人を必要としない物件を探しているが見つからないため、仮設住宅の供与期間内に退去できない
公 営 住 宅	現在は被災時の市町から他の市町に転居している場合で、被災時に居住していた市町の物件を探しているが見つからないため、仮設住宅の供与期間内に退去できない
	災害公営住宅に入居したいが、災害公営住宅の工期の関係等から、仮設住宅の供与期間内に退去できない 既存の公営住宅に入居したいが、公営住宅の補修等の工期の関係等から、仮設住宅の供与期間内に退去できない

●供与期間の延長に係るスケジュール

応急仮設住宅の入居者の方に対しては、今後、下記のスケジュールで県又は市から文書をお送りさせていただきます。

別途すべての入居者の方へ、現在の供与期間満了の5~6か月前に、市より延長に係る意向調査を行いますので、よろしくをお願いします。

供与期間の延長に係るスケジュール

	発 信 時 期	発 信 者	内 容
1	令和元年 12月25日	愛媛県	応急仮設住宅の供与期間についての通知を送付 (全ての入居者の方へお送りします。)
2	供与期間満了の 1年~6か月前	愛媛県	賃貸借契約期間満了に伴う通知を送付 (民間賃貸住宅借上げ制度(みなし仮設住宅)を利用されている方に対してのみお送りします。)
3	供与期間満了の 5~6か月前	市	延長に係る意向調査(供与期間の満了に係る届出書)の送付 (全ての入居者の方へお送りします。市に対してご回答ください。)
4	供与期間満了の 2~4か月前	愛媛県 又は市	延長可否の通知 (全ての入居者の方へお送りします。)

●供与期間延長に係る問い合わせ・意向調査提出先

被災時にお住まいの市窓口までお問い合わせください。

供与期間延長に係る担当窓口等一覧

担 当 課	電 話 番 号
西予市福祉事務所 福祉課	0894-62-6428
西予市野村支所 復興支援室	0894-72-0843

宇和島市社会福祉協議会

宇和島市地域支え合い センターだより

第4号

令和3年6月発行

発行 / 宇和島市地域支え合いセンター



～地域のつながりづくりに～ 出張ふれあいサロン 開催中！

立間・奥白井谷 お出かけサロン

4月初旬、いつもとちょっと気分を変えて三間町へお出かけしました♪春の暖かい日差しを満喫しながら、チューリップ街道を散策したり、道の駅でお買い物をしたりと大満足！「天気も良くて最高やった」「また行けるように、元気でおらないけんな～」と笑顔あふれる楽しい一日となりました。

豪雨災害からもうすぐ3年一。地域の絆を深めながら、笑顔を取り戻しています。



だんだんミニサロン

毎月第3水曜の13:30～15:00に吉田公民館で開催しています(申込不要・参加無料)。被災に関するお悩み相談のほか、ほどよく身体を動かせるタオル体操やスカットボールが大人気！最近では、干支の押絵づくりや折り紙など、手先を使うことにも挑戦しています。どなたでも参加できますので、ぜひお気軽にご参加ください♪



“近くで集まる機会があったらいいなあ”
“自分の地区でもやってほしい”

今後も随時「出張ふれあいサロン」を開催していきますので、ご要望がありましたら、お気軽にご連絡ください。





～「食」を通したつながりづくり～ うわじまグランマ主催『味噌づくり体験』

ぽかぽか陽気の3月某日。今もなお応急仮設住宅にお住まいの方や新たな地域に転居された方、またそのご近所さんを対象に“味噌づくり体験”が行われました。この催しは、食を通した楽しい機会を提供しようと、特定非営利活動法人 U.grandma Japan(通称:うわじまグランマ)さんが企画したもの。津島あぐり工房「あすも」さんご指導のもと、みんなでテーブルを囲み、大豆・お米・麦を発酵させたものに塩と麹菌をもみもみしながら混ぜました。辺りに広がる独特な香りに、参加した子どもたちは大苦戦でしたが、大人たちからは「昔、母がしていたのを思い出すわ～」 「今度は仕込みの段階からやってみたい」などと大好評でした。

各々が持ち帰った味噌の完成は約3ヶ月後。「味噌の出来具合はどう?」とご近所で話題にしながら、ますます交流が深まることが期待できそうです♪



特定非営利活動法人 U.grandma Japan とは

平成30年7月豪雨発災当初より、支援物資等の募集をはじめ、炊き出しや親子の癒しイベント等に取り組んでこられたNPO団体。現在は復興支援に加え、こども食堂の開催やひとり親家庭への支援など多方面で活躍中です。



お急ぎください! 「災害復興住宅融資」申込受付期限迫る

住宅金融支援機構が行う、平成30年7月豪雨にかかわる「災害復興住宅融資」の借入申込受付期限は令和3年7月31日(土)までです。融資のご利用を検討中の方はお急ぎください。

【対象】平成30年7月豪雨により、住宅が全壊、大規模半壊

または半壊し、罹災証明書の交付を受けた方

【申込先】住宅金融支援機構 お客様コールセンター

災害専用ダイヤル ☎0120-086-353

(祝日、年末年始を除く 午前9時～午後5時)

※融資の詳細は、住宅金融支援機構ホームページ

<https://www.jhf.go.jp> をご覧ください。



お問合せ先

宇和島市地域支え合いセンター

(宇和島市社会福祉協議会 吉田支所内)

〒799-3703 宇和島市吉田町東小路甲58-5

TEL: 0895-52-3115 <<開所時間 午前8:30～午後5:00>>

八幡浜市地域支え合いセンターより お知らせ

平成30年7月豪雨災害の後、八幡浜市社会福祉協議会が市より委託を受け、「八幡浜市地域支え合いセンター」として訪問活動などを行ってきました。

被災して感じた様々なお気持ちや生活の様子を伺いながら活動を続けてまいりましたが、令和3年3月をもちましてセンターは閉所となります。

どこまで皆様のお力添えができたか分かりませんが、引き続き地域の福祉や防災について考えてまいりたいと存じます。今後お困りごとなどございましたら、下記相談窓口へご相談ください。

八幡浜市社会福祉協議会
(八幡浜市地域支え合いセンター)

お困りごと相談窓口

八幡浜市保健福祉総合センター

高齢者に関する総合相談

八幡浜市地域包括支援センター ☎0894-24-3918

心の病気・精神保健相談

八幡浜市保健センター成人保健係 ☎0894-24-6626

八幡浜市役所

災害や防災の取り組みに関すること

八幡浜市総務課（危機管理・原子力対策室）

☎0894-22-3111（代表）

八幡浜市社会福祉協議会

生活の困りごと、お金の不安、災害時のボランティア支援など

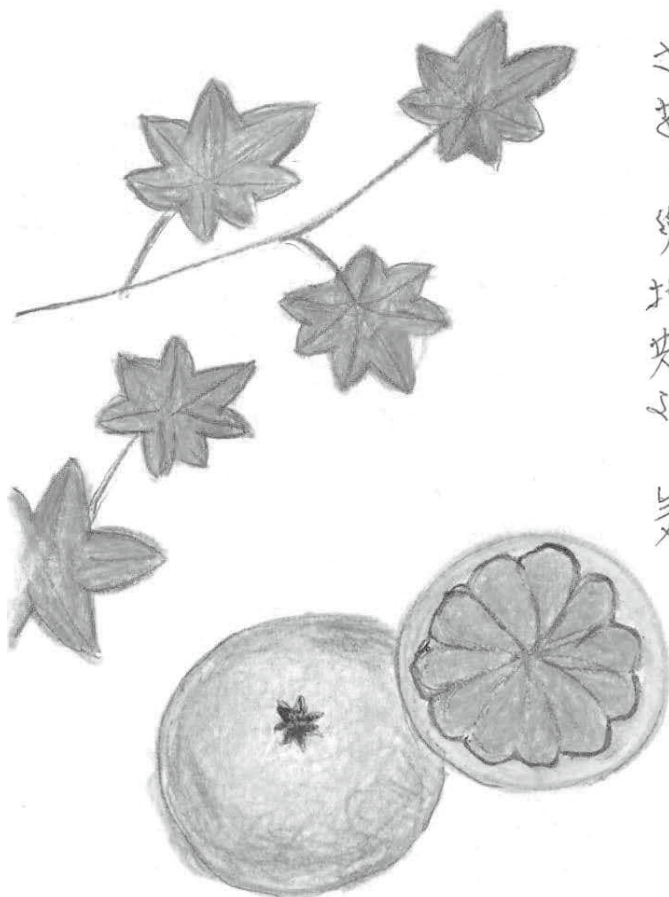
地域福祉課 ☎0894-23-2940

生活支援相談員・訪問支援員よりご挨拶

皆様こんにちは。

豪雨災害から2年が過ぎました。当時は大変な思いをされたことでしょう。私たち生活支援相談員・訪問支援員が、被災によって生じた不安や困りごと、心配ごとなどを伺いながら、共に考え、生活再建に向けたお手伝いをさせていただきました。前向きに取り組まれている姿と共に、日常生活を取り戻されつつあることを、嬉しく思っております。

ご協力ありがとうございました。



災害後、皆様が日々前向きに生活され、ご近所と助け合っておられる姿を折りにふれ拝見し、感心しております。最近の異常気象によりいつどのような災害が発生するか不安は尽きませんが、地域のかき信じあい、高めながら皆様と共に、これからの災害に前向きに取り組めるよう努めたいと思います。どこかでお会いする機会がありましたら、気軽にお声掛け下さい。

上 駒和代
二 宮園枝

藤岡美恵子
大久保信子

八幡浜市地域支え合いセンター 閉所に伴う交流会・閉所式を行いました

平成30年7月豪雨後に活動してきた、『八幡浜市地域支え合いセンター』が閉所することに伴い、令和3年3月30日（火）、みなと交流館にて交流会及び閉所式を開催しました。

市内の関係者の他、岩手県滝沢市社協の赤石生活支援相談員、岩手県社協地域福祉企画部の斉藤部長並びに佐々木生活支援相談員、淑徳大学山下興一郎准教授、中央法規出版編集者、福祉新聞記者にリモートでご参加いただきました。

八幡浜市の被害を振り返る

最初に、2年8か月前の八幡浜市の被害について振り返りました。全壊く床下浸水まで含めて、375世帯が被災（愛媛県報告より）。その内約43%が罹災証明の申請を行いました。八幡浜市では人的被害はありませんでしたが、早期の呼びかけ合いや異変の察知で、九死に一生を得た方もいました。

八幡浜市社協では、7月10日よりボランティアセンターとしてボランティアの調整等を行い、平成30年8

月20日、八幡浜市と八幡浜市地域支え合いセンター事業の委託契約を交わしました。それから、生活支援相談員2名、訪問支援員6名と共に、個別訪問や地域の方と防災を考える機会を持つてきました。

支え合いセンターの業務に携わって

生活支援相談員・訪問支援員より、活動を通して感じたことや、支援員の仕事の大切さ、活動を終了するにあたっての感想などを語っていただきました。

「つらい体験をされた当時の記憶は消えないと思うが、前向きに生きて



それぞれの想いを語る

いこうとする姿を見て、これからも応援していきたいと思う」「支え合いセンターは終わっても、気にかけて、支え続けたい」「これまでの活動で学んだことや被災者の想いを、今後の地域福祉活動に活かしていきたい」など、閉所後も同じ地域住民として寄り添い続ける意思を確認し合いました。

内陸避難者に寄り添い続けた赤石生活支援相談員から学ぶ

滝沢市は、岩手県の内陸部に位置します。生活支援相談員の赤石氏は、東日本大震災により被災し、避難・移住をしてきた方々に対して、支援活動を続けてこられました。当市と同じく、令和2年度末をもって、閉所されます。



リモートで岩手や東京の方々と意見交換

震災から10年が経過し、被災者も歳を重ねてきたことや住まいの環境変化により現れた課題に、最後まで相談に乗り、親身になって対応されました。また、2年前から事業の終了が決まっていたため、被災された方と丁寧に収束に向けた支援を行いました。長い年月被災者に寄り添い続けてきた赤石氏の活動や想いに共感したり、学びを得たりと、短くも濃い意見交換の機会となりました。

閉所式まで参加いただいた山下准教授からは、「災害時、突然今までのものが無くなった方を訪問するとう、災害があつたからこそ行ってきた活動を今後の地域福祉活動に活かす、八幡浜モデルとして発信できるように取り組むを期待したい」とエールをいただきました。



淑徳大学 山下准教授と共に撮影

大洲市地域支え合いセンターの活動報告

～大洲市社会福祉協議会～

平成30年7月豪雨災害で被災された方々を総合的に支援するために開所された大洲市地域支え合いセンターは、その役割をほぼ終了したことから、令和4年3月31日をもって閉所となります。



平成30年10月に開所



職員体制（開設当初）
センター長1名 副センター長3名 コーディネーター1名 生活支援相談員3名 補助職員1名

連携会議と個別支援会議を開催し関係機関と情報や課題を共有しながら、被災者の相談、支援などを実施しました。



たくさんの方に支えられ活動をしてきました。(芸能人の方も大勢来訪)



【支え合いセンターの活動実績】（12月末現在）

支援対象 **2,509世帯**

支援件数	訪問	15,181	交流促進	サロン活動	90
	電話	5,344		仮設住宅等と地域の交流	96
	来所	281		その他(イベント等)	
	その他	1,849		計	186
	計	22,655			



(旧) 徳森仮設住宅

地域支え合いセンターは閉所となりますが、引き続きお困りごとなどございましたら、社会福祉協議会までお問い合わせください。

大洲市社会福祉協議会 ☎ 23-0313

聞こえのこと何でも相談会のお知らせ

～補聴器相談会開催～

無料

●聴力検査や補聴器の体験ができます

- ・「テレビの音が大きいよ」と言われませんか？
- ・話し声が聞き取りにくいと感じませんか？
- ・広い会場で会話や音声が判りにくくなっていますか？

●補聴器認定技師がお待ちしています

- ・お手持ちの補聴器をご持参頂いた方、点検・調整などいたします。
- ・商品販売はいたしません。

日時：令和4年3月13日(日)
午前10時～午後3時

場所：大洲市総合福祉センター
2階 福祉団体室



※お待たせする場合がございますので、お時間の都合がある方は事前にご予約ください。
※要約筆記者が通訳します。

主催：要約筆記サークル「オリーブ大洲」
協賛：NPO法人愛媛難聴者協会
後援：大洲市社会福祉協議会
愛媛県障害者社会推進センター

【問い合わせ・連絡先】

- 要約筆記サークル オリーブ大洲
(中居敏子) ☎ (F)兼 ☎ 4126
- 大洲市社会福祉協議会 ☎ ☎ 0313

コロナの感染状況により中止になることもありますが、ご予約頂いた方にはご連絡します。



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償
 - ・ 医務室の医療事故補償
 - ・ 看護職の賠償責任補償
- オプション3 ● 施設の借用不動産賠償事故補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償
- オプション5 ● 施設の感染症対応費用補償

休業補償から各種対応費用までワイドな安心

- ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
- ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
- ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

- ② 個人情報漏えい対応補償
- ③ 施設の什器・備品損害補償

プラン 2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン 3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
- ② 使用者賠償責任補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償
- ② 役員・職員の傷害事故補償



プラン 4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667
受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料(1名あたり) 団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円			
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)			
	入院保険金日額	6,500円			
	手術保険金	入院中の手術	65,000円		
		外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額	4,000円			
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外(*)	初日から補償		
賠償責任の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)			
年間保険料		350円	500円	550円	

商品パンフレットは
こちらから



(ふくしの保険
ホームページ)

*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〈保険会社〉

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

愛媛版「市町地域支え合いセンター運営ガイドライン」作成検討メンバー

【社会福祉協議会職員】

社会福祉協議会名	所属・職名	氏名
宇和島市社会福祉協議会	吉田支所 管理者	佐藤 猛
八幡浜市社会福祉協議会	地域福祉課 係長	丸山真利奈
大洲市社会福祉協議会	地域支援課 地域福祉係長	石間 礼恵
西予市社会福祉協議会	城川支所長補佐	船戸 文美
愛媛県社会福祉協議会	地域福祉課 業務専門員	高田 敬士

【監修者・アドバイザー】

組織名	職名	氏名
一般社団法人FEEL Do	代表理事	栞原 英文



【本誌作成にあたって参考にした資料】

- ・愛媛県地域支え合いセンター担い手養成研修資料（コミュニティ・エンパワメント・FEEL Do）
- ・生活支援相談員活動マニュアル（岩手県社会福祉協議会）
- ・防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック（内閣府）
- ・生活支援相談員訪問支援のてびき（広島県地域支え合いセンター）
- ・生活支援相談員の手引き（全国社会福祉協議会）
- ・被災者支援カード（永野海弁護士）
- ・公費解体に関する運用のポイント（JVOAD）
- ・被災者生活再建ノート（愛媛弁護士会）

愛媛版「市町地域支え合いセンター運営ガイドライン」

令和5年（2023年）2月 愛媛版「市町地域支え合いセンター運営ガイドライン」発行

【編集・発行】

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 地域福祉課

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館
 TEL089-921-8912 FAX089-993-7738
 Eメール chiiki@ehime-shakyo.or.jp

